

船橋市施設等利用給付認定子ども現況届

令和 年 月 日

船橋市長 あて

住所
施設等利用給付認定保護者 氏名
電話番号 ( )

現在施設等利用給付認定を受けている児童の状況について、次のとおり届け出ます。

Table with 3 main rows: 施設(事業所)の名称, 小学校就学前子ども (氏名, 生年月日), 施設等利用給付認定番号

(1) 世帯の状況

Table for household status with columns: 区分, 氏名, 小学校就学前子どもとの続柄, 生年月日, 職業, 勤務先・通学先の名称又は単身赴任先. Includes checkboxes for family status, tax status, and child protection law applicability.

(2) 祖父母の状況

Table for grandparents' status with columns: 続柄, 同居の有無, 氏名, 生年月日, 住所, 連絡先. Includes sub-headers for 父方 and 母方.

(3) 保育の利用を必要とする事由

Table for reasons for needing childcare with columns: 続柄, 必要とする事由. Includes checkboxes for employment, illness, disability, care, disaster recovery, job search, school, absence, childcare leave, pregnancy, etc.

(裏面もご確認ください)

## 船橋市施設等利用給付認定子ども現況届に関する確認事項

※以下の確認事項をよくお読みのうえ、各項目のチェック欄に☑をお願いいたします。

現況届の確認事項		チェック欄
1	ご提出いただいた書類について、勤務先等の証明者に問い合わせることがあります。	<input type="checkbox"/>
2	現況届手続きにおいて必要となる場合、該当年度の市区町村民税の課税情報を取得することがあります。他にも、以下の連携機関から資料を取得することがあります。また、連携機関からの求めに応じ資料を提供することがあります。 【連携機関・資料の例】※他市区町村を含む 戸籍住民課（戸籍、住民票）、生活支援課（生活保護証明書） 等	<input type="checkbox"/>
3	現況届に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。	<input type="checkbox"/>
4	子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用（一時預かりを除く）はしていません。	<input type="checkbox"/>

現況届の提出をもって上記事項に同意があったものとみなします。